平成２５年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市岡田71番地１　テラエスペランサＡ202、従前の住所兵庫県たつの市神岡町西横内352番地１
破産者　長坂多賀子
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８８号
仙台市太白区郡山３丁目14番８号　菅原ハイツ102
破産者　鈴木　　光
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
静岡県裾野市深良680番地の２　土屋ハウス201、破産手続開始決定時の住所静岡県裾野市深良3327番地の５
破産者　土屋　健太
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
静岡県三島市徳倉５丁目21番４号
破産者　庄司　富雄
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
静岡県三島市徳倉５丁目21番４号
破産者　庄司ナヨ子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
愛知県西尾市菱池町大道33番地４　ダイヤモンドヒル福地Ｃ棟１号
破産者　宮本　英司
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８５号
愛知県日進市南ケ丘３丁目18番地８、前住所愛知県安城市東栄町３丁目15番18号
破産者　荒川久美子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１００４号
京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町93番地９
破産者　玉山　恵敏
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１４号
京都市下京区三ノ宮町通上ノ口下る高宮町237番地
破産者　圖越　孝二
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
兵庫県伊丹市稲野町７丁目76番地
破産者　眞榮田義助
成年後見人　眞榮田信子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１５号
熊本県菊池市泗水町吉富28番地11、開始決定時の住所熊本県玉名市中1974番地３
破産者　東　　和子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１６号
熊本県玉名市岩崎1042有料老人ホームみゆき苑、開始決定時の住所熊本県玉名市松木22番地７
破産者　東　　勝子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９２号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅６棟22号
破産者　柿原　隆浩
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７４号
宮崎市大字鏡洲1745番地２
破産者　落合恵美子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第３０６号
北九州市戸畑区福柳木１丁目２番３－304号
破産者　田籠　範晃
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３０７号
北九州市戸畑区福柳木１丁目２番３－304号
破産者　田籠　由貴
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１９号
北九州市八幡西区本城４丁目２番３－107号、住民票上の住所北九州市八幡西区浅川２丁目１番30号
破産者　田代　　綾（旧姓中谷）
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３３９号
北九州市小倉北区大門２丁目５番34号
破産者　西田　成宏
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５０号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿59番地４　３－302
破産者　堀江　弓子
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部